

監査措置公告第8号

平成25年12月25日付け25監第75号で提出した平成25年度定期監査（前期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成25年度定期監査（前期）の結果に関する措置について

平成26年3月17日

東かがわ市監査委員 赤坂 末夫

東かがわ市監査委員 岡本 憲治

東かがわ市監査委員 楠田 敬

1 対象となる監査

平成25年度定期監査（前期）

2 指摘された事項についての措置状況

(1) 公民館・交流プラザ・コミュニティセンター個別事項

○ 引田公民館

(ア) 第1講義室の北側の事務室に隣接した室は、もともとは図書を置いてあった部屋ということだが、現在はそれが撤去され、室名を単に「講義室」、または「北講義室」と呼称し使用しているようだが、室名の表示を統一し室の使用（機能）の位置づけを明確にするようにしていただきたい。

【措置状況】

平成26年3月議会において、公民館条例を改正し整合性を図る。

○ 交流プラザ

(ア) 交流プラザ使用料のうち冷暖房使用時の加算がされているが、当該使用時間の確認のため、認定した職員の押印を措置するようしたらどうか検討していただきたい。

【措置状況】

冷暖房使用時間を確認した職員の確認印を押印することとした。

(イ) 交流プラザ使用の予約後にキャンセルがあったときは、申し出の日付は記載されているが、それに加えて申出者の氏名を記入するようしていただきたい。

【措置状況】

平成26年度分より措置する。（予約分対応済）

(ウ) 交流プラザ使用許可申請書において、受付した後、交流プラザ職員が記載する欄では、減免の場合、「使用料」欄にその旨の記載がないものや、「使用時間」欄の時間数が空白のものも散見されたので記入漏れがないように注意していただきたい。

【措置状況】

記入漏れがないように注意する。

○ 白鳥コミュニティセンター

(ア) 白鳥コミュニティセンターは、平成24年度及び平成25年4月から8月までの間において、市内コミュニティセンターのうち最も利用者数が多い。建物も新しく、設備も充実しているようなので、今後とも建物の維持管理・清掃は十分に行うよう努めていただきたい。

【措置不要】

○ 五名コミュニティセンター

(ア) 五名コミュニティセンターとして使用している建物は、旧五名小学校校舎・体育館であるが、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果報告がされていない。使用のほとんどが体育館であり旧校舎部分の使用頻度は低くとも、市においてコミュニティセンターとして設置しているのであるから、他のコミュニティセンターと同様に消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施した後、その結果を消防長または消防署長に報告するよう措置していただきたい。

【措置状況】

現在、五名活性化協議会等と当該コミュニティセンターの解体、今後の活用方法について協議を進めている。協議の中で方向性が出るまで、現状で管理していく。

○ 鈴竹コミュニティセンター

(ア) 元来、学校校舎として建築された建物を廃校後にコミュニティセンターとして活用している。そうした構造的なこともあってか、物品を収納する場所が少ない。会議室内でも座布団が収納されずにそのまま置かれたりしている。適所に押入れや納戸のような収納するスペースを確保すれば、整理整頓がし易いと思われるので、検討していただきたい。

【措置状況】

平成26年度において、空調設備、トイレ改修を予定している。この改修と合わせ、収納スペースについても検討し、確保する。

○ 相生コミュニティセンター

(ア) 平成25年4月1日締結の市と相生ふるさと協議会との東かがわ市相生コミュニティセンター指定管理者基本協定書における管理物件の表示が、「(1)公有財産 相生コミュニティセンター、多目的研修センター、多目的ホール（旧相生小学校体育館）」と表記されているが、建物や広場、運動場、駐車場、通路などが入り交じっているため、指定管理物件を具体的に詳細に特定できるよう土地の表示と必要に応じて図面の貼付を行うよう検討していただきたい。

【措置状況】

図面において、管理物件の範囲が特定できるように措置する。

(イ) 指定管理者保管用のコミュニティセンター使用許可申請書において、使用料を免除しているにもかかわらず「使用料」欄の「免除」に丸印が囲まれている申請書が一部見受けられたので書き忘れがないようにしていただきたい。

【措置状況】

書き忘れがないように注意するように、指導する。

(2) 公民館・コミュニティセンター共通事項

(ア) 東かがわ市立学校の施設開放に関する規則（平成15年東かがわ市教育委員会規則第24号）第3条に規定する学校施設使用許可申請書には、「受付番号」欄がないため記録簿の番号と照合しづらい。当該申請書様式に「受付番号」欄を設けたらどうかと思われるので、検討していただきたい。

【措置状況】

今後、検討する。

(イ) 鈴竹コミュニティセンター、五名コミュニティセンター及び白鳥本町コミュニティセンターには、敷地内、あるいは建物入り口にコミュニティセンターの名称の表示板が設置されていない。第三者にもわかるように当該名称の表示板の設置を検討していただきたい。

【措置状況】

平成26年度に施設表示板を設置する。

(ウ) 白鳥コミュニティセンター内には、「白鳥コミュニティセンター使用にあたっての注意事項」として9項目が掲示されている。これは利用者に対する注意喚起となるとと思われるので、すべてのコミュニティセンターに同様な掲示を行うよう検討していただきたい。

【措置状況】

施設利用注意書きについては、平成26年度に措置する。

(3) 大内クリーンセンター

(ア) 大内クリーンセンター敷地の南側のり面では、小規模ではあるが、のり面が崩れている部分が一箇所、見受けられた。崩れている箇所の上部は鉄筋を差し入れたコンクリートで補強され、また、のり面小段に設けた排水路で雨水排水ができており斜面崩落の危険性はないということだが、表面保護の必要性はあると思われるので、のり面保護工を検討していただきたい。

【措置状況】

大内クリーンセンター南側法面は、現場は急勾配の斜面にアンカーで固定した法面保護構造物を設置しているが、既設法面との取り合わせ部分に一部崩壊している箇所がある。今回、この取り合わせ部分の補修についての指摘を受け専門家に相談しましたが、現場は急勾配の斜面であり部分的な補修は困難であり、効果も得られないとの回答がありましたので、しばらく様子を見ることとする。

(イ) 市民が粗大ごみ等を大内クリーンセンターへ直接搬入した場合、トラックスケールでの計量から粗大ごみ等の荷下ろし、再度の計量、手数料の納付まで比較的短時間で完了するとはいえ一連の作業等を伴う。直接搬入の利用者が施設内でトイレを使用する際には管理棟内のトイレを活用することであるが、管理棟とは別に土足で利用できるトイレの施設を敷地内に設置してはどうか、検討していただきたい。

【措置状況】

大内クリーンセンターの施設内トイレ設置の必要性についてクリーンセンター職員に確認したところ、現状では必要性が高くないとの回答がありましたので、状況が変わらない限り現状のままとします。

なお、クリーンセンター職員からの状況説明では、職員については、作業時間の途中に設けている休憩時間に事務所棟のトイレを利用しており、現状のままでも特に支障はなく、クリーンセンターを利用するお客様からお手洗いについての要望や苦情が寄せられたことはないとのことでした。

以上